

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 3 月 8 日
【計算期間】	第14特定期間（自 平成24年 6 月 9 日 至 平成24年12月10日）
【ファンド名】	北都好配当グローバル株式オープン
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長 三木谷 正直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「好配当世界株マザーファンド」及び「好配当日本株マザーファンド」（以下各々を「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じて世界各国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式（これに準じる場合を含みます。以下同じ。）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

< ファンドの特色 >

世界各国の好配当株を主要投資対象とします。
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
3ヵ月毎の分配を目指します。

5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 ●追加型投信	国 内 海 外 ●内 外	●株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
---------------------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券） ¹ 資産複合	年1回	●グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
	年2回		
	●年4回		
	年6回（隔月）		為替ヘッジ ²
	年12回（毎月）		あり
	日々		
	その他		●なし

1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

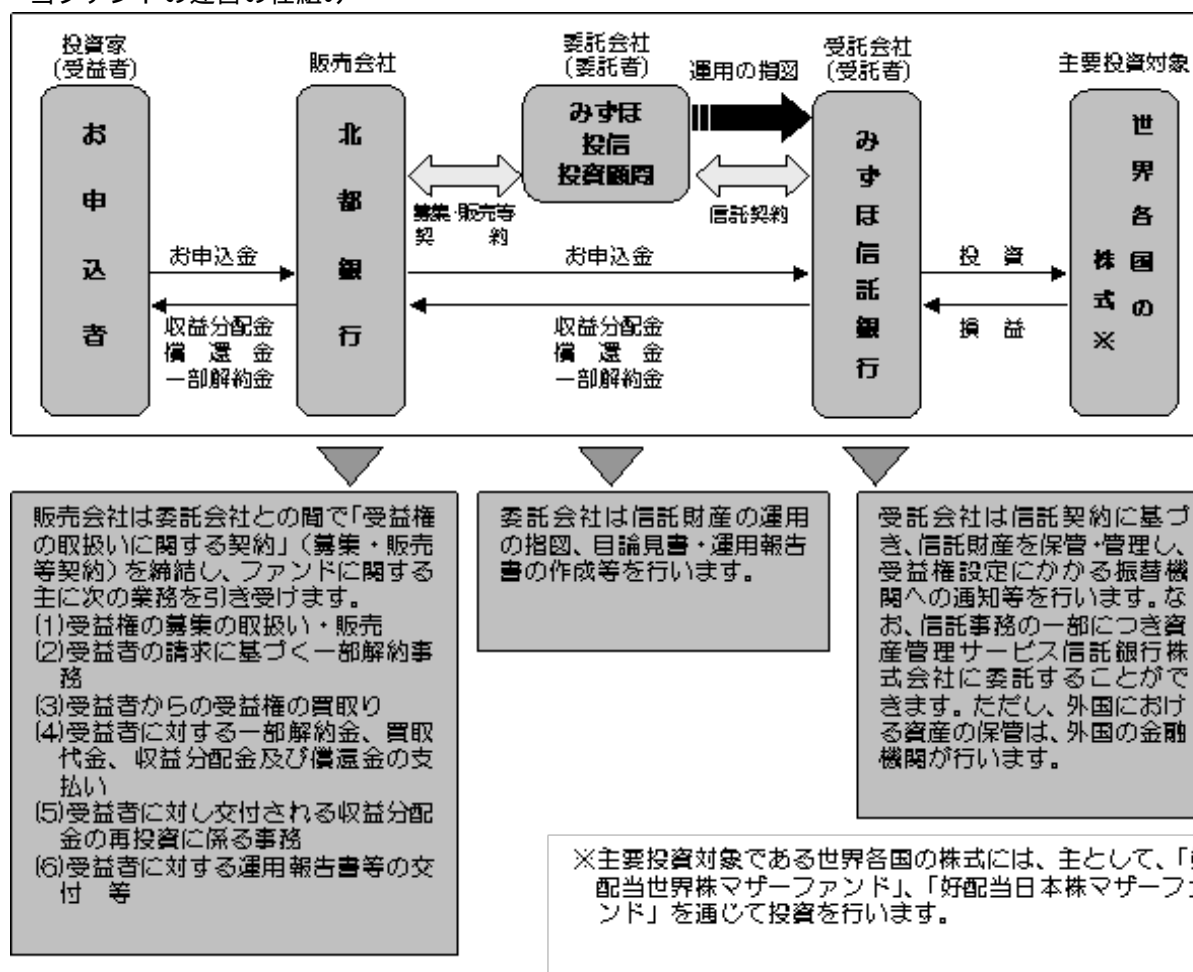
（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年3月29日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
 平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

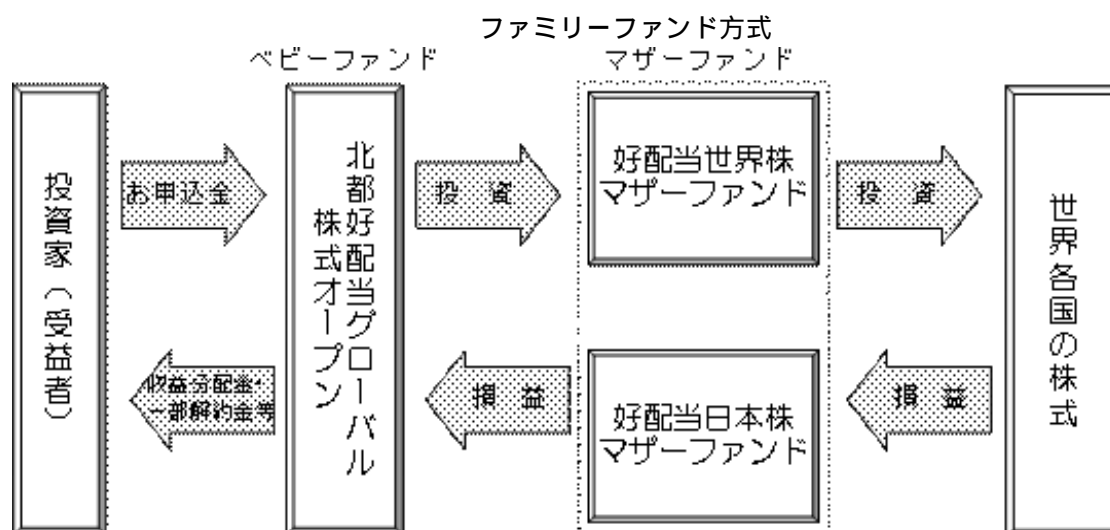
(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「好配当世界株マザーファンド」および「好配当日本株マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成24年12月末日現在)

2．会社の沿革

昭和39年 5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成 9年10月 1日	「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年 7月 1日	「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年 7月 1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3．大株主の状況(平成24年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

「好配当世界株マザーファンド」および「好配当日本株マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。なお、世界各国の株式等へ直接投資する場合があります。

2．投資態度

a．マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の金融商品取引所または外国金融商品市場に上場されている株式（これに準じる場合を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

投資対象地域は北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域とし、先進国の株式へ分散投資を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

b．株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当収入が見込まれる銘柄へ主として投資し、安定した配当収入（インカムゲイン）の確保と中長期的な株価値上がり益（キャピタルゲイン）の獲得を通じて、信託財産の成長を目指します。

c．原則として、マザーファンド受益証券の投資割合は、高位を維持することを基本とします。

d．実質組入 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

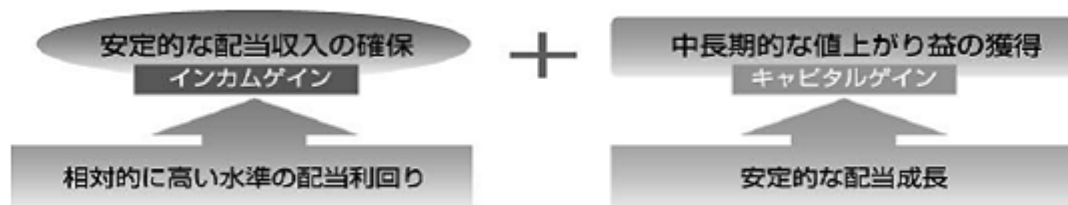
「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

e．市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 好配当株への投資について >

一般に、株式投資の目的には、株価値上がり益（キャピタルゲイン）および配当収入（インカムゲイン）の獲得があります。

当ファンドでは、安定的な配当収入の確保に主眼を置くとともに、中長期的な値上がり益の獲得を目指し、株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当成長が見込まれる世界の好配当企業の株式へ分散投資を行います。



<当ファンドが選定する好配当企業の特長>

当ファンドでは、マザーファンドへの投資を通じて、相対的に配当利回りが高く、合わせて将来的にも安定した配当収入が見込まれる好配当企業の選定において、主として以下の項目を重視しています。

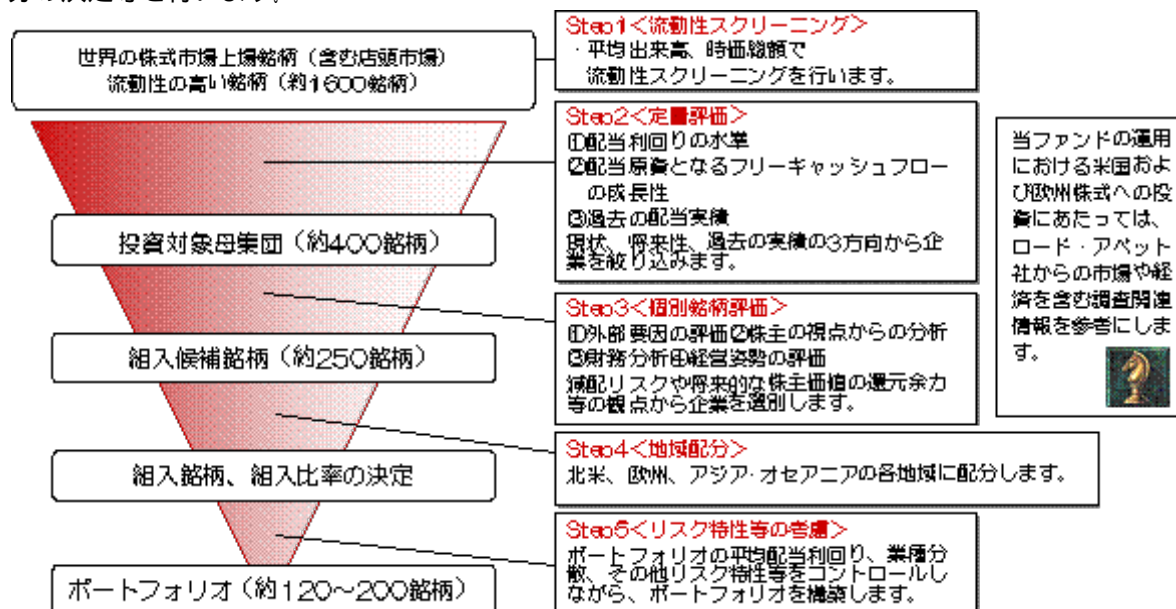


ファンドの投資プロセス

当ファンドは、「好配当世界株マザーファンド」および「好配当日本株マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、以下の投資プロセスにより運用を行います。

<マザーファンドを通じて行う投資プロセス>

ポートフォリオ構築にあたっては、以下のプロセスに従い、投資銘柄の選定および地域配分、業種配分の決定等を行います。



Step 1 世界各国の金融商品取引所または外国金融商品市場に上場されている株式（これに準じる場合を含みます。）を対象に、平均売買出来高および時価総額等により、市場流動性が相対的に高い銘柄を抽出します。

Step 2 銘柄選択にあたっては、予想配当利回りの水準、フリーキャッシュフローの水準および過去の配当実績等の定量面について、現在、将来性、過去の実績の3つの側面から企業を絞り込みます。

Step 3 将来的な株主価値の還元余力ならびに減配リスクを始めとする信用リスク等の定性面について調査・分析および評価を行い、企業を選別します。

Step 4 地域配分については、各国・地域の時価総額等を考慮して、国・地域の分散を図ります。

Step 5 ポートフォリオの平均予想配当利回りの水準、業種分散およびその他リスク特性等をコントロールしながらポートフォリオを構築します。

ロード・アベット社と米国および欧州の市場や経済を含む調査情報等の提供を受ける投資助言契約を締結し、当ファンドの運用（米国および欧州株式への投資）において参考にします。

ロード・アベット社（Lord, Abbett & Co. LLC）は1929年に設立された米国で最も歴史のある独立系運用会社の一つです。

運用資産：約1,261億米ドル（2012年9月末日現在）



上記のプロセスおよび銘柄数は、今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限り、）
 - c. 金銭債権（上記a.、b. および下記d. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - d. 約束手形（上記a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「好配当世界株マザーファンド」および「好配当日本株マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および12. において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前記1. から11. の証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書、前記12.および17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から6.までの証券ならびに前記12.および17.の証券または証書のうち前記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
 2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
 3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
 4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
 5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成24年12月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切

な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第1計算期は、収益分配を行いません。第2計算期以降、毎決算時（原則として3月、6月、9月および12月の各8日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

1．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2．分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として配当等収益等を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が決定します。また、毎年6月および12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象収益の範囲内で値上がり益などから委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

3．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a．約款で定める投資制限

株式および新株引受権証券等（約款 運用の基本方針 2．運用方法 運用制限、約款第24条および第25条）

1．株式の実質投資割合 には、制限を設けません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

2．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

3．委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

4．委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者

割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券（約款第21条）

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等（約款第26条）

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（両者および前記(2)投資対象 有価証券の指図範囲12において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 2 . 運用方法 運用制限、約款第34条）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約（約款第35条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用取引（約款第27条）

- 1 . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2 . 前記 1 . の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a . 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b . 株式分割により取得する株券
 - c . 有償増資により取得する株券
 - d . 売り出しにより取得する株券
 - e . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 - f . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記e . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等（約款第28条）

- 1 . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - a . 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする

有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- b．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5％を上回らない範囲内とします。
- 2．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- b．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5％を上回らない範囲内とし、且つこの で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5％を上回らない範囲内とします。
- 3．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用している額（以下このb．において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5％を上回らない範囲内とし、且つこの で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5％を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第29条)

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4．前記3．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引(約款第30条)

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- 2．金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡し取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡し取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「金利先渡し取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3．において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡し取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4．為替先渡し取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡し取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「為替先渡し取引の想定元本の合計額」といいます。以下この4．において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡し取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5．前記3．および4．においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡し取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡し取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 6．金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 7．委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第31条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額

の100分の50を超えないものとします。

- b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り(約款第32条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ(約款第33条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第43条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> 好配当世界株マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、日本を除く世界各国の外国金融商品市場に上場されている株式（これに準じる場合を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界各国の外国金融商品市場に上場されている株式を主要投資対象とし、株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当収入が見込まれる銘柄へ主として投資し、安定した配当収入（インカムゲイン）の確保と中長期的な株価値上がり益（キャピタルゲイン）の獲得を通じて、信託財産の成長を目指します。

銘柄選択にあたっては、時価総額および市場流動性等を考慮の上、定量面および定性面の調査・分析および評価を行います。

ポートフォリオ構築にあたっては、地域分散、業種分散および投資銘柄の平均予想配当利回りの水準などを考慮に入れます。

株式の投資割合は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<参考> 好配当日本株マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずる場合を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当収入が見込まれる銘柄へ主として投資し、安定した配当収入（インカムゲイン）の確保と中長期的な株価値上がり益（キャピタルゲイン）の獲得を通じて、信託財産の成長を目指します。

銘柄選択にあたっては、時価総額および市場流動性等を考慮の上、定量面および定性面の調査・分析および評価を行います。

ポートフォリオ構築にあたっては、業種分散および投資銘柄の平均予想配当利回りの水準等を考慮に入れます。

株式の投資割合は、原則として高位を維持します。

現物株式の組入比率（信託財産に属する株式の時価総額が信託財産総額に占める割合）は、通常の状態では50%以上とすることを基本とします。

非株式（株式以外の資産）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

３ 【投資リスク】

（１）当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主として好配当世界株マザーファンドおよび好配当日本株マザーファンドの各受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、当ファンドでは、株式の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドでは、外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意

が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

当ファンドが保有する株式等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものです。一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

<収益分配金に関する留意点>

- ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成25年3月8日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会
は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

上記にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.47%（税抜1.40%）の率を乗じて得た額とします。

その配分については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.65625% （税抜0.625%）	0.70875% （税抜0.675%）	0.105% （税抜0.10%）	1.47% （税抜1.40%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、受益権の管理事務に関連する費用等、およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

- 1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

- 1．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

上記の内容は平成25年1月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年12月28日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券 (好配当世界株マザーファンド)	日本	708,095,725	89.30
	親投資信託受益証券 (好配当日本株マザーファンド)	日本	80,323,558	10.13
その他の資産	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	4,475,641	0.56
合 計（純資産総額）		—	792,894,924	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注２）小数点第３位切捨て、端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）好配当世界株マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	アメリカ	7,137,434,719	59.67
		イギリス	1,227,826,640	10.26
		カナダ	599,070,632	5.00
		ドイツ	590,666,342	4.93
		オーストラリア	581,751,727	4.86
		ノルウェー	313,263,940	2.61
		イタリア	204,378,118	1.70
		シンガポール	127,222,803	1.06
		フランス	123,178,052	1.02
		ベルギー	119,887,550	1.00
		スイス	116,468,777	0.97
		香港	89,352,181	0.74
	投資証券	アメリカ	252,880,854	2.11
		香港	111,731,555	0.93
		オーストラリア	84,307,724	0.70
その他の資産	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	281,724,067	2.35
合 計（純資産総額）		—	11,961,145,681	100.00

（参考）好配当日本株マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	日本	234,819,600	97.54
その他の資産	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	5,913,895	2.45
合 計（純資産総額）		—	240,733,495	100.00

(2) 【投資資産】（平成24年12月28日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	好配当世界株マ ザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	611,323,254	1.1039	674,839,741	1.1583	708,095,725	89.30
2	好配当日本株マ ザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	94,598,467	0.7819	73,966,542	0.8491	80,323,558	10.13

（参考）好配当世界株マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地 域	業種	通貨	数量 (株式数)	帳簿価額 単 価 ()	帳簿価額 金 額 ()	評価額 単 価 ()	評価額 金 額 ()	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	COSTCO WHOLESALE CORP	株式	アメリ カ	食品・生 活必需品 小売り	米ドル	33,170	98.56	3,269,235.20	97.92	3,248,006.40	281,212,394	2.35
2	PFIZER INC	株式	アメリ カ	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	米ドル	123,940	25.56	3,167,906.40	25.14	3,115,851.60	269,770,431	2.25
3	APPLE INC	株式	アメリ カ	テクノロ ジー・ハ ードウ ェアおよび機器	米ドル	5,950	533.08	3,171,826.00	515.06	3,064,607.00	265,333,674	2.21
4	CHEVRON CORP	株式	アメリ カ	エネル ギー	米ドル	27,600	106.99	2,952,924.00	108.52	2,995,152.00	259,320,260	2.16
5	TRANSCANADA CORP	株式	カナダ	エネル ギー	カナダドル	59,580	45.86	2,732,338.80	46.60	2,776,428.00	241,688,057	2.02
6	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	アメリ カ	食品・飲 料・タバ コ	米ドル	32,040	89.47	2,866,618.80	83.77	2,683,990.80	232,379,923	1.94
7	MICROSOFT CORP	株式	アメリ カ	ソフト ウェア・ サービス	米ドル	98,600	26.46	2,608,956.00	26.96	2,658,256.00	230,151,804	1.92
8	PROCTER & GAMBLE CO	株式	アメリ カ	家庭用品 ・パーソ ナル用品	米ドル	38,170	70.29	2,682,969.30	67.97	2,594,414.90	224,624,442	1.87
9	WELLS FARGO & COMPANY	株式	アメリ カ	銀行	米ドル	75,370	33.23	2,504,545.10	34.18	2,576,146.60	223,042,772	1.86
10	LIMITED BRANDS INC	株式	アメリ カ	小売	米ドル	53,590	50.94	2,730,261.51	46.41	2,487,111.90	215,334,148	1.80
11	GLAXOSMITHKLINE PLC	株式	イギリ ス	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	英ポンド	111,740	13.49	1,507,372.60	13.49	1,507,372.60	210,308,625	1.75
12	CENTURYLINK INC	株式	アメリ カ	電気通信 サービス	米ドル	61,708	37.94	2,341,201.52	38.96	2,404,143.68	208,150,759	1.74
13	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	株式	アメリ カ	銀行	米ドル	182,790	12.94	2,365,302.60	13.03	2,381,753.70	206,212,235	1.72
14	ENI SPA	株式	イタリ ア	エネル ギー	ユーロ	96,100	17.81	1,711,541.00	18.54	1,781,694.00	204,378,118	1.70
15	UNION PACIFIC CORP	株式	アメリ カ	運輸	米ドル	18,660	123.95	2,312,907.00	124.62	2,325,409.20	201,333,928	1.68
16	EMERSON ELECTRIC CO	株式	アメリ カ	資本財	米ドル	43,350	50.85	2,204,347.50	52.67	2,283,244.50	197,683,308	1.65
17	INTL BUSINESS MACHINES CORP	株式	アメリ カ	ソフト ウェア・ サービス	米ドル	11,220	191.95	2,153,679.00	192.71	2,162,206.20	187,203,812	1.56
18	DEUTSCHE POST AG-REG	株式	ドイツ	運輸	ユーロ	92,750	16.54	1,534,548.75	16.58	1,538,258.75	176,453,661	1.47

19	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	株式	アメリカ	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	米ドル	62,970	32.56	2,050,303.20	32.14	2,023,855.80	175,225,435	1.46
20	AT & T INC	株式	アメリカ	電気通信 サービス	米ドル	60,032	33.75	2,026,080.00	33.66	2,020,677.12	174,950,225	1.46
21	LAS VEGAS SANDS CORP	株式	アメリカ	消費者 サービス	米ドル	44,340	43.65	1,935,441.00	45.55	2,019,687.00	174,864,500	1.46
22	DU PONT (E.I.)DE NEMOURS	株式	アメリカ	素材	米ドル	44,590	43.18	1,925,396.20	45.07	2,009,671.30	173,997,341	1.45
23	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	株式	オース トラリア	銀行	オースト ラリアドル	77,620	24.89	1,931,961.80	24.91	1,933,514.20	173,629,575	1.45
24	JOHNSON & JOHNSON	株式	アメリカ	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	米ドル	28,550	70.45	2,011,347.50	70.09	2,001,069.50	173,252,597	1.44
25	DNB ASA	株式	ノル ウェー	銀行	ノル ウェーク ローネ	155,170	71.05	11,024,828.50	71.20	11,048,104.00	171,908,498	1.43
26	QUALCOMM INC	株式	アメリカ	テクノロ ジー・ハ ードウ ェアおよび機器	米ドル	31,960	63.85	2,040,646.00	61.51	1,965,859.60	170,204,124	1.42
27	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	株式	イギリス	エネルギー	英ポンド	55,970	20.92	1,171,172.25	21.46	1,201,116.20	167,579,732	1.40
28	GENERAL ELECTRIC CO	株式	アメリカ	資本財	米ドル	93,410	21.46	2,004,578.60	20.69	1,932,652.90	167,329,088	1.39
29	CONOCOPHILLIPS	株式	アメリカ	エネルギー	米ドル	32,770	57.94	1,898,693.80	57.90	1,897,383.00	164,275,420	1.37
30	REED ELSEVIER PLC	株式	イギリス	メディア	英ポンド	182,600	6.47	1,181,422.00	6.42	1,173,205.00	163,685,561	1.36

(注) 各通貨表示

(参考) 好配当日本株マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	21,000	379.00	7,959,000	461.00	9,681,000	4.02
2	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	3,000	2,692.00	8,076,000	3,115.00	9,345,000	3.88
3	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	2,900	2,745.00	7,960,500	3,145.00	9,120,500	3.78
4	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	2,300	3,645.00	8,383,500	3,630.00	8,349,000	3.46
5	キヤノン	株式	日本	電気機器	2,400	2,993.00	7,183,200	3,340.00	8,016,000	3.32
6	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	1,800	4,120.00	7,416,000	3,875.00	6,975,000	2.89
7	積水ハウス	株式	日本	建設業	7,000	806.00	5,642,000	942.00	6,594,000	2.73
8	住友商事	株式	日本	卸売業	5,800	1,031.00	5,979,800	1,100.00	6,380,000	2.65
9	リコー	株式	日本	電気機器	7,000	752.14	5,265,000	907.00	6,349,000	2.63
10	MS & ADインシュアランスグループホール	株式	日本	保険業	3,700	1,429.43	5,288,900	1,705.00	6,308,500	2.62
11	JXホールディングス	株式	日本	石油・石炭製品	13,000	444.04	5,772,600	483.00	6,279,000	2.60
12	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	1,600	3,865.00	6,184,000	3,855.00	6,168,000	2.56
13	旭化成	株式	日本	化学	12,000	478.00	5,736,000	507.00	6,084,000	2.52
14	西日本旅客鉄道	株式	日本	陸運業	1,700	3,360.00	5,712,000	3,400.00	5,780,000	2.40
15	日本通運	株式	日本	陸運業	16,000	304.00	4,864,000	355.00	5,680,000	2.35
16	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	日本	情報・通信業	43	123,200.00	5,297,600	124,000.00	5,332,000	2.21
17	三井物産	株式	日本	卸売業	4,100	1,158.00	4,747,800	1,283.00	5,260,300	2.18

18	ダイハツ工業	株式	日本	輸送用機器	3,000	1,529.00	4,587,000	1,711.00	5,133,000	2.13
19	旭硝子	株式	日本	ガラス・土石製品	8,000	637.00	5,096,000	626.00	5,008,000	2.08
20	クラレ	株式	日本	化学	4,400	1,038.86	4,571,000	1,125.00	4,950,000	2.05
21	フジ・メディア・ホールディングス	株式	日本	情報・通信業	36	116,600.00	4,197,600	130,100.00	4,683,600	1.94
22	りそなホールディングス	株式	日本	銀行業	11,000	345.00	3,795,000	392.00	4,312,000	1.79
23	三井住友トラスト・ホールディングス	株式	日本	銀行業	13,000	256.00	3,328,000	301.00	3,913,000	1.62
24	コカ・コーラウエスト	株式	日本	食料品	2,900	1,292.00	3,746,800	1,333.00	3,865,700	1.60
25	凸版印刷	株式	日本	その他製品	7,000	515.00	3,605,000	532.00	3,724,000	1.54
26	アーネストワン	株式	日本	不動産業	2,600	1,158.00	3,010,800	1,413.00	3,673,800	1.52
27	日産自動車	株式	日本	輸送用機器	4,500	770.00	3,465,000	811.00	3,649,500	1.51
28	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	3,700	831.00	3,074,700	907.00	3,355,900	1.39
29	アズビル	株式	日本	電気機器	1,900	1,747.00	3,319,300	1,740.00	3,306,000	1.37
30	HOYA	株式	日本	精密機器	1,800	1,597.00	2,874,600	1,691.00	3,043,800	1.26

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	99.43
合 計		99.43

（参考）好配当世界株マザーファンド

国内 / 外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	11.49
		素材	5.04
		資本財	7.69
		運輸	3.15
		耐久消費財・アパレル	0.41
		消費者サービス	2.47
		メディア	1.36
		小売	2.53
		食品・生活必需品小売り	2.35
		食品・飲料・タバコ	8.07
		家庭用品・パーソナル用品	1.87
		ヘルスケア機器・サービス	1.08
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.66
		銀行	11.73
		各種金融	0.95
		保険	2.26
		ソフトウェア・サービス	4.76
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.36
		電気通信サービス	6.48
		公益事業	4.40
		半導体・半導体製造装置	1.65
		投資証券	-
	合 計		

（参考）好配当日本株マザーファンド

国内 / 外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	建設業	2.97
		食料品	2.02
		繊維製品	0.90
		化学	10.03
		医薬品	7.31
		石油・石炭製品	2.91
		ゴム製品	1.56
		ガラス・土石製品	2.08
		鉄鋼	0.49
		機械	2.81
		電気機器	9.05
		輸送用機器	8.69
		精密機器	1.26
		その他製品	2.38
		電気・ガス業	0.23
		陸運業	5.57
		情報・通信業	9.15
		卸売業	8.22
		小売業	1.81
		銀行業	11.48
		証券、商品先物取引業	0.32
		保険業	3.84
		その他金融業	0.43
		不動産業	1.52
		サービス業	0.41
合 計			97.54

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年12月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成18年6月8日	1,569	1,569	0.9593	0.9593
第2特定期間	平成18年12月8日	1,865	1,976	1.0466	1.1091

第3特定期間	平成19年6月8日	3,259	3,613	1.0815	1.1990
第4特定期間	平成19年12月10日	4,210	4,263	1.0039	1.0164
第5特定期間	平成20年6月9日	3,540	3,571	0.8531	0.8606
第6特定期間	平成20年12月8日	1,873	1,903	0.4698	0.4773
第7特定期間	平成21年6月8日	2,052	2,082	0.5257	0.5332
第8特定期間	平成21年12月8日	2,111	2,139	0.5563	0.5638
第9特定期間	平成22年6月8日	1,856	1,878	0.5072	0.5132
第10特定期間	平成22年12月8日	1,710	1,729	0.5393	0.5453
第11特定期間	平成23年6月8日	1,456	1,466	0.5454	0.5494
第12特定期間	平成23年12月8日	1,053	1,061	0.4958	0.4998
第13特定期間	平成24年6月8日	864	871	0.4992	0.5032
第14特定期間	平成24年12月10日	765	770	0.5516	0.5556
	平成23年12月末日	1,037	—	0.4968	—
	平成24年1月末日	1,000	—	0.4999	—
	平成24年2月末日	1,040	—	0.5501	—
	平成24年3月末日	1,018	—	0.5579	—
	平成24年4月末日	988	—	0.5507	—
	平成24年5月末日	873	—	0.4976	—
	平成24年6月末日	858	—	0.5062	—
	平成24年7月末日	857	—	0.5212	—
	平成24年8月末日	832	—	0.5281	—
	平成24年9月末日	777	—	0.5328	—
	平成24年10月末日	762	—	0.5353	—
	平成24年11月末日	770	—	0.5520	—
	平成24年12月28日	792	—	0.5802	—

（注１）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

（注２）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）は、収益分配時の支払外国税調整額控除前のものです。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	—
第2特定期間	0.0700
第3特定期間	0.1250
第4特定期間	0.0200
第5特定期間	0.0150
第6特定期間	0.0150
第7特定期間	0.0150
第8特定期間	0.0150
第9特定期間	0.0135
第10特定期間	0.0120
第11特定期間	0.0100
第12特定期間	0.0080
第13特定期間	0.0080
第14特定期間	0.0080

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	4.07
第2特定期間	16.40
第3特定期間	15.28
第4特定期間	5.33
第5特定期間	13.53
第6特定期間	43.17
第7特定期間	15.09
第8特定期間	8.67
第9特定期間	6.40
第10特定期間	8.69
第11特定期間	2.99
第12特定期間	7.63
第13特定期間	2.30
第14特定期間	12.10

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

（注３）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

（注４）収益率は、収益分配時の支払外国税調整額控除前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	1,635,691,179	—	1,635,691,179
第2特定期間	290,794,760	144,032,413	1,782,453,526
第3特定期間	1,409,102,355	177,459,209	3,014,096,672
第4特定期間	1,357,116,736	176,741,476	4,194,471,932
第5特定期間	91,746,983	136,086,437	4,150,132,478
第6特定期間	13,841,892	175,913,894	3,988,060,476
第7特定期間	20,524,429	103,652,078	3,904,932,827
第8特定期間	13,746,560	123,068,260	3,795,611,127
第9特定期間	8,930,180	145,427,014	3,659,114,293
第10特定期間	—	488,139,804	3,170,974,489
第11特定期間	2,572,340	503,711,340	2,669,835,489
第12特定期間	—	545,248,438	2,124,587,051
第13特定期間	—	392,548,917	1,732,038,134
第14特定期間	—	344,780,696	1,387,257,438

（注）第１特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日もしくは英国証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (5) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (6) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、1口単位をもって解約を請求することができます。
販売会社は解約単位を別に設定する場合があります。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日がニューヨーク証券取引所の休業日もしくは英国証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または

委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受け付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成18年3月29日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎年3月9日から6月8日まで、6月9日から9月8日まで、9月9日から12月8日までおよび12月9

日から翌年3月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成18年3月29日から平成18年6月8日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、

かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6．前記2．に定める変更を行う場合において、前記3．の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

7．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、6月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

北都好配当グローバル株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期特定期間 (平成24年 6 月 8 日現在)	当期特定期間 (平成24年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,092,352	14,463,382
親投資信託受益証券	862,776,467	759,600,891
未収利息	47	34
流動資産合計	882,868,866	774,064,307
資産合計	882,868,866	774,064,307
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,928,152	5,549,029
未払解約金	7,631,282	481,164
未払受託者報酬	256,633	202,242
未払委託者報酬	3,336,228	2,629,138
その他未払費用	25,630	20,194
流動負債合計	18,177,925	8,881,767
負債合計	18,177,925	8,881,767
純資産の部		
元本等		
元本	1,732,038,134	1,387,257,438
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	867,347,193	622,074,898
元本等合計	864,690,941	765,182,540
純資産合計	864,690,941	765,182,540
負債純資産合計	882,868,866	774,064,307

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期特定期間 (自 平成23年12月9日 至 平成24年6月8日)	当期特定期間 (自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)
営業収益		
受取利息	3,653	3,327
有価証券売買等損益	37,948,840	99,824,424
営業収益合計	37,952,493	99,827,751
営業費用		
受託者報酬	525,696	434,550
委託者報酬	6,833,977	5,649,128
その他費用	52,505	43,390
営業費用合計	7,412,178	6,127,068
営業利益又は営業損失（ ）	30,540,315	93,700,683
経常利益又は経常損失（ ）	30,540,315	93,700,683
当期純利益又は当期純損失（ ）	30,540,315	93,700,683
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,069,136	5,745,186
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,071,290,146	867,347,193
剰余金増加額又は欠損金減少額	191,881,713	168,892,400
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	191,881,713	168,892,400
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	14,409,939	11,575,602
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	867,347,193	622,074,898

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期特定期間 (自 平成23年12月9日 至 平成24年6月8日)	当期特定期間 (自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	—	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成24年6月9日から平成24年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	前期特定期間 (平成24年6月8日現在)	当期特定期間 (平成24年12月10日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		1,732,038,134口	1,387,257,438口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を867,347,193円下回っております。	純資産額は元本を622,074,898円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.4992 円 (4,992 円)	0.5516 円 (5,516 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期特定期間 (自 平成23年12月9日 至 平成24年6月8日)	当期特定期間 (自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)
1 分配金の計算過程 第24期計算期間（平成23年12月9日から平成24年3月8日）末に、費用控除後の配当等収益（7,183,398円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（23,572,955円）、分配準備積立金（1,181,451円）より、分配対象収益は31,937,804円（1万口当たり170円）であり、うち7,481,787円（1万口当たり40円）を分配金額としております。 第25期計算期間（平成24年3月9日から平成24年6月8日）末に、費用控除後の配当等収益（19,105,868円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（21,828,635円）、分配準備積立金（874,071円）より、分配対象収益は41,808,574円（1万口当たり241円）であり、うち6,928,152円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 第26期計算期間（平成24年6月9日から平成24年9月10日）末に、費用控除後の配当等収益（9,324,353円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（18,987,970円）、分配準備積立金（11,438,722円）より、分配対象収益は39,751,045円（1万口当たり263円）であり、うち6,026,573円（1万口当たり40円）を分配金額としております。 第27期計算期間（平成24年9月11日から平成24年12月10日）末に、費用控除後の配当等収益（10,688,572円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（17,483,357円）、分配準備積立金（13,686,104円）より、分配対象収益は41,858,033円（1万口当たり301円）であり、うち5,549,029円（1万口当たり40円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 (自 平成23年12月9日 至 平成24年6月8日)	当期特定期間 (自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 （平成24年6月8日現在）	当期特定期間 （平成24年12月10日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（１）有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （２）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 親投資信託受益証券 同左 （２）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成23年12月9日 至 平成24年6月8日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	60,499,455
合計	60,499,455

当期特定期間（自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	34,124,862
合計	34,124,862

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成23年12月9日 至 平成24年6月8日）	当期特定期間 （自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	前期特定期間 （平成24年6月8日現在）	当期特定期間 （平成24年12月10日現在）
1 期首元本額		2,124,587,051 円	1,732,038,134 円
期中追加設定元本額		— 円	— 円

期中一部解約元本額	392,548,917 円	344,780,696 円
-----------	---------------	---------------

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

北都好配当グローバル株式オープン

（平成24年12月10日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	好配当世界株マザーファンド	620,212,146	684,652,187	
		好配当日本株マザーファンド	95,854,591	74,948,704	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	716,066,737 2 99.3%	759,600,891 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				759,600,891	
合計				759,600,891	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「好配当世界株マザーファンド」受益証券及び、「好配当日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて両マザーファンドの受益証券です。なお、両マザーファンドの状況は次の通りです。

好配当世界株マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	（平成24年12月10日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	52,991,579
コール・ローン	123,143,336
株式	10,700,855,433
投資証券	351,884,193
派生商品評価勘定	150,537
未収入金	217,033,713
未収配当金	112,842,543
未収利息	292
流動資産合計	11,558,901,626

資産合計	11,558,901,626
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	31,300
流動負債合計	31,300
負債合計	31,300
純資産の部	
元本等	
元本	10,470,705,816
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,088,164,510
元本等合計	11,558,870,326
純資産合計	11,558,870,326
負債純資産合計	11,558,901,626

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 原則として時価で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として時価で評価しております。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	(平成24年12月10日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		10,470,705,816口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.1039 円 (11,039 円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	（平成24年12月10日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 株式、投資証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2) デリバティブ取引 為替予約取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
----------------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	528,507,229
投資証券	13,693,604
合計	542,200,833

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

(自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)

種 類	(平成24年12月10日 現在)			
	契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
市場取引以外の取引		うち1年超		
為替予約取引				
売建				
米・ドル	21,857,200	—	21,873,100	15,900
カナダ・ドル	2,910,950	—	2,926,350	15,400
英・ポンド	121,650,114	—	121,539,857	110,257
シンガポール・ドル	108,962,132	—	108,962,132	0
ユーロ	11,335,640	—	11,295,360	40,280
小 計	266,716,036	—	266,596,799	119,237
合 計	266,716,036	—	266,596,799	119,237

（注）時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（その他の注記）

項 目	期別	(平成24年12月10日現在)
1 親投資信託の期首における元本額		12,092,919,002 円 (平成24年6月9日)
期中追加設定元本額		— 円
期中一部解約元本額		1,622,213,186 円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
期末元本額		10,470,705,816 円
みずほ好配当世界株オープン		8,623,577,615 円
きらやかグローバル好配当株式オープン		1,226,916,055 円
北都好配当グローバル株式オープン		620,212,146 円

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

有価証券明細表

好配当世界株マザーファンド

（平成24年12月10日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米・ドル	ALTRIA GROUP INC	50,950	33.47	1,705,296.50	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	34,420	43.27	1,489,353.40	
	APPLE INC	5,950	533.08	3,171,826.00	
	AT & T INC	60,032	33.75	2,026,080.00	
	BOEING CO	10,670	74.64	796,408.80	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	62,970	32.56	2,050,303.20	
	CATERPILLAR INC	11,220	86.99	976,027.80	
	CENTURYLINK INC	61,708	37.94	2,341,201.52	
	CHEVRON CORP	27,600	106.99	2,952,924.00	
	CISCO SYSTEMS INC	64,680	19.34	1,250,911.20	
	COACH INC	10,430	57.64	601,185.20	
	COCA-COLA COMPANY	38,460	37.71	1,450,326.60	
	CONOCOPHILLIPS	32,770	57.94	1,898,693.80	

米・ドル	COSTCO WHOLESALE CORP	33,170	98.56	3,269,235.20	
	DU PONT (E.I.)DE NEMOURS	44,590	43.18	1,925,396.20	
	EMERSON ELECTRIC CO	43,350	50.85	2,204,347.50	
	FREEPORT-MCMORAN COPPER	26,190	31.70	830,223.00	
	FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	227,792	4.71	1,072,900.32	
	GENERAL ELECTRIC CO	109,670	21.46	2,353,518.20	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	27,070	61.97	1,677,527.90	
	INTEL CORP	58,440	20.15	1,177,566.00	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	11,220	191.95	2,153,679.00	
	JOHNSON & JOHNSON	33,430	70.45	2,355,143.50	
	JPMORGAN CHASE & CO	30,250	42.56	1,287,440.00	
	KRAFT FOODS GROUP INC	13,541	44.67	604,876.47	
	LAS VEGAS SANDS CORP	44,340	43.65	1,935,441.00	
	LIMITED BRANDS INC	36,560	51.18	1,871,140.80	
	M & T BANK CORP	17,920	97.64	1,749,708.80	
	MCDONALD'S CORP	15,830	88.48	1,400,638.40	
	MERCK & CO. INC	40,420	44.62	1,803,540.40	
	METLIFE INC	42,950	32.89	1,412,625.50	
	MICROCHIP TECHNOLOGY	33,810	30.84	1,042,700.40	
	MICROSOFT CORP	98,600	26.46	2,608,956.00	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	40,625	25.59	1,039,593.75	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	227,410	12.94	2,942,685.40	
	NEXTERA ENERGY INC	20,320	69.37	1,409,598.40	
	PEPSICO INC	15,330	70.26	1,077,085.80	
	PFIZER INC	123,940	25.56	3,167,906.40	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	32,040	89.47	2,866,618.80	
	PPL CORPORATION	28,830	28.98	835,493.40	
	PROCTER & GAMBLE CO	38,170	70.29	2,682,969.30	
	QUALCOMM INC	31,960	63.85	2,040,646.00	
	SOUTHERN CO	23,010	43.73	1,006,227.30	
	TARGET CORP	17,160	62.28	1,068,724.80	
	UNION PACIFIC CORP	18,660	123.95	2,312,907.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	29,020	44.41	1,288,778.20	
	WELLS FARGO & COMPANY	75,370	33.23	2,504,545.10	
米・ドル	小計	2,182,848		83,690,922.26	
	銘柄数	47		(6,908,685,632)	
	組入時価比率	59.8%		64.5%	
英・ポンド	AVIVA PLC	279,080	3.66	1,022,270.04	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC(GB)	27,930	32.63	911,495.55	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	111,740	13.49	1,507,372.60	
	HSBC HOLDINGS PLC	134,870	6.43	868,023.32	
	REED ELSEVIER PLC	182,600	6.47	1,181,422.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	55,970	20.92	1,171,172.25	
	TULLOW OIL PLC	31,780	12.45	395,661.00	
	VODAFONE GROUP PLC	272,270	1.61	440,668.99	
英・ポンド	小計	1,096,240		7,498,085.75	
	銘柄数	8		(991,921,763)	
	組入時価比率	8.6%		9.3%	
ユーロ	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	15,740	67.59	1,063,866.60	
	DEUTSCHE POST AG-REG	92,750	16.54	1,534,548.75	

ユーロ	E.ON SE	6,030	13.89	83,786.85	
	ENI SPA	96,100	17.81	1,711,541.00	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	21,760	53.91	1,173,081.60	
	LINDE AG	7,980	133.70	1,066,926.00	
	SAP AG	21,950	61.23	1,343,998.50	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	19,220	53.98	1,037,495.60	
	小計 銘柄数 組入時価比率	281,530 8 8.3%		9,015,244.90 (960,664,496) 9.0%	
オーストラリア・ドル	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	105,600	24.89	2,628,384.00	
	BHP BILLITON LTD	38,380	34.74	1,333,321.20	
	CSL LIMITED	13,910	54.77	761,850.70	
	ORICA LIMITED	56,253	23.86	1,342,196.58	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	52,630	25.75	1,355,222.50	
オーストラリア・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	266,773 5 5.6%		7,420,974.98 (642,136,965) 6.0%	
カナダ・ドル	BANK OF NOVA SCOTIA	27,670	55.53	1,536,515.10	
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	38,034	36.47	1,387,099.98	
	PENN WEST PETROLEUM LTD	97,770	11.09	1,084,269.30	
	TRANSCANADA CORP	59,580	45.86	2,732,338.80	
カナダ・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	223,054 4 4.9%		6,740,223.18 (563,617,462) 5.3%	
ノルウェー・クローネ	DNB ASA	155,170	71.05	11,024,828.50	
	TELENOR ASA	80,040	113.40	9,076,536.00	
ノルウェー・クローネ	小計 銘柄数 組入時価比率	235,210 2 2.5%		20,101,364.50 (291,871,812) 2.7%	
スイス・フラン	NOVARTIS AG-REG	26,760	58.25	1,558,770.00	
スイス・フラン	小計 銘柄数 組入時価比率	26,760 1 1.2%		1,558,770.00 (137,577,040) 1.3%	
シンガポール・ドル	KEPPEL CORP LTD	164,000	10.73	1,759,720.00	
シンガポール・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	164,000 1 1.0%		1,759,720.00 (119,009,863) 1.1%	
香港・ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	334,000	24.00	8,016,000.00	
香港・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	334,000 1 0.7%		8,016,000.00 (85,370,400) 0.8%	
合計		4,810,415		10,700,855,433 (10,700,855,433)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

好配当世界株マザーファンド

（平成24年12月10日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券					

	米・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	8,020.000	1,072,033.40	
		MACERICH CO/THE	31,480.000	1,822,692.00	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	39,500.000 2 2.1%	2,894,725.40 (238,959,581) 67.9%	
	香港・ドル	LINK REIT	255,500.000	10,603,250.00	
	香港・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	255,500.000 1 1.0%	10,603,250.00 (112,924,612) 32.1%	
投資証券 合計				351,884,193 (351,884,193)	
合計				351,884,193 (351,884,193)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	投資証券	2	—	—	3.3%	64.7%
	株式	47	96.7%	—	—	
カナダ・ドル	株式	4	100.0%	—	—	5.1%
オーストラリア・ドル	株式	5	100.0%	—	—	5.8%
英・ポンド	株式	8	100.0%	—	—	9.0%
スイス・フラン	株式	1	100.0%	—	—	1.2%
香港・ドル	株式	1	43.1%	—	—	1.8%
	投資証券	1	—	—	56.9%	
シンガポール・ドル	株式	1	100.0%	—	—	1.1%
ノルウェー・クローネ	株式	2	100.0%	—	—	2.6%
ユーロ	株式	8	100.0%	—	—	8.7%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

好配当日本株マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区 分	（平成24年12月10日現在）
資産の部	
流動資産	

コール・ローン	5,249,210
株式	218,338,600
未収入金	1,111,418
未収配当金	17,765
未収利息	12
流動資産合計	224,717,005
資産合計	224,717,005
負債の部	
流動負債	
未払金	1,134,691
流動負債合計	1,134,691
負債合計	1,134,691
純資産の部	
元本等	
元本	285,964,743
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	62,382,429
元本等合計	223,582,314
純資産合計	223,582,314
負債純資産合計	224,717,005

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	(平成24年12月10日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		285,964,743口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を62,382,429円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.7819 円 (7,819 円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	（平成24年12月10日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 株式 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
----------------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成24年6月9日 至 平成24年12月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	19,078,013
合計	19,078,013

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	期別 (平成24年12月10日現在)
1 親投資信託の期首における元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	 313,235,115 円 (平成24年6月9日) — 円 27,270,372 円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託 受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託 ごとの元本額 期末元本額 きらやかグローバル好配当株式オープン 北都好配当グローバル株式オープン	 285,964,743 円 190,110,152 円 95,854,591 円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

有価証券明細表

好配当日本株マザーファンド

(平成24年12月10日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	大東建託	100	7,990	799,000	
	パナホーム	1,000	530	530,000	
	積水ハウス	8,000	806	6,448,000	
	麒麟ホールディングス	1,000	1,035	1,035,000	
	コカ・コーラウエスト	2,900	1,292	3,746,800	
	日清紡ホールディングス	3,000	611	1,833,000	
	クラレ	4,100	1,039	4,259,900	
	旭化成	12,000	478	5,736,000	
	東亜合成	7,000	350	2,450,000	
	電気化学工業	9,000	275	2,475,000	
	カネカ	5,000	413	2,065,000	
	住友ベークライト	1,000	325	325,000	
	A D E K A	2,300	687	1,580,100	
	三洋化成工業	1,000	433	433,000	
	東洋インキ S C ホールディングス	8,000	348	2,784,000	
	日東電工	200	4,335	867,000	
	武田薬品工業	1,700	3,865	6,570,500	
	アステラス製薬	1,800	4,120	7,416,000	
	塩野義製薬	1,600	1,393	2,228,800	
	田辺三菱製薬	1,600	1,133	1,812,800	
	第一三共	600	1,288	772,800	
	東燃ゼネラル石油	1,000	776	776,000	
	J X ホールディングス	11,700	443	5,183,100	
	横浜ゴム	4,000	562	2,248,000	
	東洋ゴム工業	5,000	234	1,170,000	
	旭硝子	8,000	637	5,096,000	
	丸一鋼管	600	1,859	1,115,400	
	アマダ	5,000	475	2,375,000	
	アマノ	1,200	731	877,200	
	リケン	2,000	297	594,000	
	日立工機	3,500	596	2,086,000	
	アズビル	1,900	1,747	3,319,300	
	カシオ計算機	2,300	636	1,462,800	
	新光電気工業	3,500	556	1,946,000	
	キヤノン	2,400	2,993	7,183,200	
	リコー	6,000	745	4,470,000	
	日産自動車	4,500	770	3,465,000	
	新明和工業	1,000	514	514,000	
	ダイハツ工業	3,000	1,529	4,587,000	
	本田技研工業	2,900	2,745	7,960,500	
	エクセディ	1,600	1,799	2,878,400	
	H O Y A	1,800	1,597	2,874,600	
	凸版印刷	7,000	515	3,605,000	
	大日本印刷	3,000	622	1,866,000	
	中部電力	500	1,085	542,500	
	西日本旅客鉄道	1,700	3,360	5,712,000	
	日本通運	16,000	304	4,864,000	

日本・円	山九	6,000	324	1,944,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	36	116,600	4,197,600	
	スカパーＪＳＡＴホールディングス	68	35,200	2,393,600	
	日本電信電話	2,300	3,645	8,383,500	
	KDDI	200	5,850	1,170,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	43	123,200	5,297,600	
	伊藤忠商事	3,700	831	3,074,700	
	三井物産	4,100	1,158	4,747,800	
	住友商事	5,800	1,031	5,979,800	
	三菱商事	1,600	1,554	2,486,400	
	オートバックスセブン	600	3,425	2,055,000	
	ローソン	300	5,730	1,719,000	
	ＤＣＭホールディングス	4,600	549	2,525,400	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	21,000	379	7,959,000	
	りそなホールディングス	11,000	345	3,795,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス	13,000	256	3,328,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	3,000	2,692	8,076,000	
	横浜銀行	2,000	393	786,000	
	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,000	333	666,000	
	NKＳＪホールディングス	1,600	1,590	2,544,000	
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	3,600	1,430	5,148,000	
	イオンクレジットサービス	400	1,620	648,000	
	日立キャピタル	300	1,630	489,000	
	アーネストワン	2,600	1,158	3,010,800	
	ユー・エス・エス	110	8,870	975,700	
	小計	263,957		218,338,600	
	銘柄数	72			
	組入時価比率	97.7%		100.0%	
合計		263,957		218,338,600	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年12月28日現在）

資産総額（円）	793,462,512
負債総額（円）	567,588
純資産総額（ - ）（円）	792,894,924
発行済口数（口）	1,366,664,019
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.5802

（参考）好配当世界株マザーファンド

資産総額（円）	11,961,145,681
負債総額（円）	—
純資産総額（ - ）（円）	11,961,145,681
発行済口数（口）	10,326,846,788
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.1583

（参考）好配当日本株マザーファンド

資産総額（円）	240,733,495
負債総額（円）	—
純資産総額（ - ）（円）	240,733,495
発行済口数（口）	283,520,123
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.8491

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

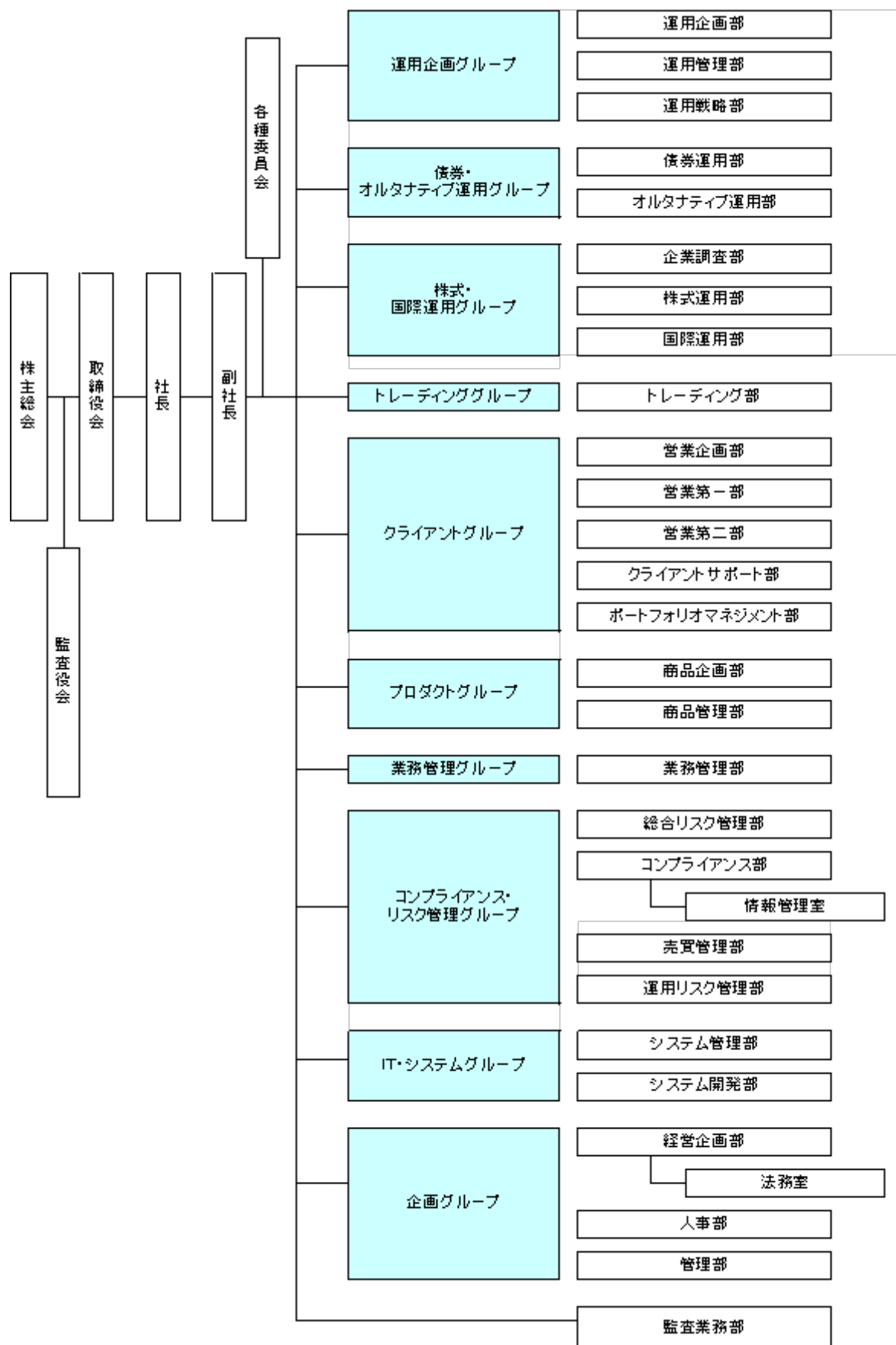
(1) 資本金の額

平成24年12月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成24年12月末日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または各運用グループ長が指名する各運用グループの役職員が原則月 1 回開

催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成24年12月28日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	264,656,025,225
追加型株式投資信託	228	1,725,429,845,514
追加型金銭信託受益権投資信託	12	12,782,392,622
単位型株式投資信託	16	18,859,965,581
合計	271	2,021,728,228,942

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,848,912	17,783,929
有価証券	-	21,231
前払費用	91,124	83,988
未収入金	51,199	-
未収委託者報酬	1,635,237	1,597,501
未収運用受託報酬	526,034	585,270
繰延税金資産	263,378	179,026
その他流動資産	228,835	143,681
貸倒引当金	884	873
流動資産合計	20,643,837	20,393,755
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	207,834	186,195
工具、器具及び備品（純額）	115,354	109,225
リース資産（純額）	8,058	5,462
有形固定資産合計	1 331,247	1 300,883
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	454	22
その他無形固定資産	260	188
無形固定資産合計	1 13,461	1 12,957
投資その他の資産		
投資有価証券	4,190,463	4,016,768
長期差入保証金	559,445	519,439
会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	207,457	171,873
その他	140,554	206,164
投資その他の資産合計	5,117,421	4,933,746

固定資産合計	5,462,130	5,247,586
資産合計	26,105,968	25,641,342
負債の部		
流動負債		
預り金	285,398	31,986
リース債務	4,084	3,228
未払金		
未払収益分配金	1,207	978
未払償還金	32,283	29,951
未払手数料	693,495	694,169
その他未払金	26,013	11,378
未払金合計	753,001	736,476
未払費用	1,085,250	1,035,938
未払法人税等	461,816	108,951
未払消費税等	127,164	67,343
賞与引当金	362,900	368,000
その他流動負債	4,510	4,950
流動負債合計	3,084,126	2,356,876
固定負債		
リース債務	13,548	10,319
長期末払金	585	-
役員退職慰労引当金	124,019	154,212
時効後支払損引当金	22,848	16,105
その他固定負債	11,477	2,520
固定負債合計	172,478	183,157
負債合計	3,256,604	2,540,034
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,083,517	6,365,928
利益剰余金合計	16,216,701	16,499,113
株主資本合計	22,978,776	23,261,188
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	129,413	159,879
評価・換算差額等合計	129,413	159,879
純資産合計	22,849,363	23,101,308
負債純資産合計	26,105,968	25,641,342

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	15,714,059	16,509,688
運用受託報酬	2,105,654	2,214,102
営業収益合計	17,819,713	18,723,790
営業費用		
支払手数料	7,221,248	7,741,676
広告宣伝費	217,500	170,580
公告費	1,613	370
調査費		
調査費	851,875	845,471
委託調査費	3,481,162	3,754,952
図書費	7,175	7,007
調査費合計	4,340,213	4,607,430
委託計算費	189,795	194,940
営業雑経費		
通信費	57,494	51,878
印刷費	197,595	167,656
協会費	15,614	16,750
諸会費	2,538	2,639
その他	45,376	36,815
営業雑経費合計	318,620	275,740
営業費用合計	12,288,994	12,990,738
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,726	141,717
給料手当	2,223,520	2,220,149
賞与	330,317	326,160
給料合計	2,694,564	2,688,027
交際費	275	275
旅費交通費	72,288	67,641
租税公課	53,128	49,669
不動産賃借料	500,251	445,713
退職給付費用	185,741	167,804
福利厚生費	378,153	408,303
賞与引当金繰入	362,900	368,000
役員退職慰労引当金繰入	33,409	34,592
固定資産減価償却費	76,786	69,347
諸経費	348,764	303,377
一般管理費合計	4,706,262	4,602,752
営業利益	824,456	1,130,299
営業外収益		
受取配当金	1,653	1,672
有価証券利息	39	-
受取利息	13,971	11,553
有価証券解約益	6,289	4,113
有価証券償還益	479	2,019

時効到来償還金等	18,752	2,169
雑収入	61,172	10,602
営業外収益合計	102,359	32,131
営業外費用		
有価証券解約損	5,719	15,045
有価証券償還損	8	-
ヘッジ会計に係る損失	11,980	850
時効後支払損引当金繰入額	8,108	19,679
雑損失	18,507	15,036
営業外費用合計	44,323	50,611
経常利益	882,491	1,111,819
特別利益		
受取和解金	458,469	120,735
特別利益合計	458,469	120,735
特別損失		
投資有価証券評価損	32,118	34,011
投資有価証券売却損	32,800	47,986
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	13,083	-
和解費用	45,425	2,335
減損損失	-	1 11,358
特別損失合計	123,427	95,692
税引前当期純利益	1,217,534	1,136,863
法人税、住民税及び事業税	573,776	376,959
法人税等調整額	73,074	119,789
法人税等合計	500,701	496,748
当期純利益	716,832	640,114

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	128,584	128,584

当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
当期首残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,546,588	6,083,517
当期変動額		
剰余金の配当	179,903	357,703
当期純利益	716,832	640,114
当期変動額合計	536,928	282,411
当期末残高	6,083,517	6,365,928
利益剰余金合計		
当期首残高	15,679,773	16,216,701
当期変動額		
剰余金の配当	179,903	357,703
当期純利益	716,832	640,114
当期変動額合計	536,928	282,411
当期末残高	16,216,701	16,499,113
株主資本合計		
当期首残高	22,441,848	22,978,776
当期変動額		
剰余金の配当	179,903	357,703
当期純利益	716,832	640,114
当期変動額合計	536,928	282,411
当期末残高	22,978,776	23,261,188
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	88,695	129,413
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40,717	30,466
当期変動額合計	40,717	30,466
当期末残高	129,413	159,879
評価・換算差額等合計		
当期首残高	88,695	129,413
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40,717	30,466
当期変動額合計	40,717	30,466
当期末残高	129,413	159,879
純資産合計		
当期首残高	22,353,152	22,849,363
当期変動額		
剰余金の配当	179,903	357,703
当期純利益	716,832	640,114
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40,717	30,466

当期変動額合計	496,211	251,944
当期末残高	22,849,363	23,101,308

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

3．固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（5）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	
建物	125,887千円	建物	147,526千円
工具、器具及び備品	326,576千円	工具、器具及び備品	349,763千円
リース資産	23,644千円	リース資産	26,240千円
ソフトウェア	15,999千円	ソフトウェア	3,885千円
その他無形固定資産	585千円	その他無形固定資産	658千円

(損益計算書関係)

1 減損損失

(減損損失の金額及び内訳)

用途	種類	金額（千円）
遊休資産	建物及び土地	11,358

(経緯)

遊休資産について、市場価格が下落したため減損損失を認識いたしました。

(資産のグルーピングの方法)

個別物件ごとにグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

減損損失を計上した資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、不動産業者の査定価格に基づき評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	179,903,970円
２）１株当たり配当額	171円
３）基準日	平成22年３月31日
４）効力発生日	平成22年６月16日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	357,703,800円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	340円
４）基準日	平成23年３月31日
５）効力発生日	平成23年６月15日

当事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	357,703,800円
２）１株当たり配当額	340円
３）基準日	平成23年３月31日
４）効力発生日	平成23年６月15日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年６月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	319,829,280円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	304円
４）基準日	平成24年３月31日
５）効力発生日	平成24年６月13日

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３ 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(１) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成23年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
（３）未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
（４）未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
（５）長期差入保証金	559,445	559,292	153
資産計	24,456,107	24,455,953	153
（１）未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引（１） ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

（１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,783,929	17,783,929	-
（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,788,236	3,788,236	-
（３）未収委託者報酬	1,597,501	1,597,501	-
（４）未収運用受託報酬	585,270	585,270	-
（５）長期差入保証金	519,439	518,758	680
資産計	24,274,376	24,273,695	680
（１）未払手数料	694,169	694,169	-
負債計	694,169	694,169	-
デリバティブ取引（１） ヘッジ会計が適用されているもの	6,810	6,810	-

（１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
非上場株式	303,987	249,764

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,783,234	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	21,231	-	-	1,036	-	987,734
未収委託者報酬	1,597,501	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	585,270	-	-	-	-	-
長期差入保証金	176	519,223	-	-	-	-
合計	19,987,413	519,223	-	1,036	-	987,734

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成23年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	54,139	83,790	29,651
債券	-	-	-
証券投資信託	2,237,688	2,454,593	216,904
小計	2,291,828	2,538,383	246,555
合計	3,886,476	4,104,674	218,197

当事業年度(平成24年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	5,948	5,774	173
債券	-	-	-

証券投資信託	88,001	84,017	3,983
小計	93,950	89,792	4,157
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	12,953	14,345	1,391
債券	-	-	-
証券投資信託	3,681,332	3,932,615	251,282
小計	3,694,286	3,946,960	252,673
合計	3,788,236	4,036,753	248,516

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	1,857	-	382
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	382

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	27,915	-	35,755
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	27,915	-	35,755

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	25,000	-	8
証券投資信託	1,370,297	6,769	5,719
合計	1,395,297	6,769	5,727

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	150,608	6,133	15,045
合計	150,608	6,133	15,045

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額のうち 1 年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	11,477
合計			259,542	-	5,072

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額のうち 1 年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	68,110	-	2,520
	買建	投資有価証券	248,320	-	9,330
合計			316,430	-	6,810

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（退職給付関係）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年 3 月31日）	当事業年度 （平成24年 3 月31日）
（１）退職給付債務（千円）	634,292	721,405
（２）年金資産（千円）	768,441	918,239
（３）退職給付引当金（千円）	—	—
（４）前払年金費用（千円）	134,149	196,834

（注１）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）
（１）勤務費用（千円）	185,741（注１）	167,804（注２）
（２）退職給付費用（千円）	185,741	167,804

（注１）確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

（注２）確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。

（税効果会計関係）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	19,964千円	29,811千円
ソフトウェア償却超過額	109,432千円	79,565千円
賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円	139,876千円
社会保険料損金不算入額	19,416千円	18,674千円
役員退職慰労引当金	50,463千円	58,616千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円	27,259千円
未払事業税	39,103千円	11,519千円
その他有価証券評価差額金	88,784千円	88,636千円
その他	81,920千円	33,770千円
繰延税金資産小計	587,870千円	487,731千円
評価性引当額	62,448千円	66,679千円
繰延税金資産合計	525,421千円	421,051千円
繰延税金負債		
前払年金費用	54,585千円	70,151千円
繰延税金負債合計	54,585千円	70,151千円
繰延税金資産の純額	470,836千円	350,899千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
法定実効税率	—	40.69%
（調整）		
評価性引当額	—	1.20%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	0.02%
住民税等均等割	—	0.33%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	1.30%
その他	—	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	43.69%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が27,266千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が14,782千円増加し、その他有価証券評価差額金金額が12,484千円減少しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上

に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)及び当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)及び当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,827,153	未払手数料	295,362
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	なし	投資信託の販売	支払手数料	887,547	未払手数料	76,622
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,769,414	未収委託者報酬	1,363,829

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
1株当たり純資産額	21,718.48円	1株当たり純資産額	21,957.95円
1株当たり当期純利益金額	681.35円	1株当たり当期純利益金額	608.43円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	716,832千円	損益計算書上の当期純利益	640,114千円
普通株式に係る当期純利益	716,832千円	普通株式に係る当期純利益	640,114千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株	普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表

(単位： 千円)

第50期中間会計期間末 (平成24年 9 月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	18,060,075
有価証券	645,402
未収委託者報酬	1,519,329

未収運用受託報酬	945,447
繰延税金資産	159,839
その他	578,715
貸倒引当金	1,130
流動資産合計	21,907,680
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	177,078
工具、器具及び備品（純額）	106,275
リース資産（純額）	4,703
有形固定資産合計	1 288,056
無形固定資産	12,901
投資その他の資産	
投資有価証券	2,659,142
長期差入保証金	517,054
繰延税金資産	132,831
その他	240,007
投資その他の資産合計	3,549,036
固定資産合計	3,849,994
資産合計	25,757,674
負債の部	
流動負債	
リース債務	2,959
未払金	701,465
未払費用	982,961
未払法人税等	44,002
未払消費税等	59,859
賞与引当金	339,100
その他	434,857
流動負債合計	2,565,205
固定負債	
リース債務	8,824
役員退職慰労引当金	158,291
時効後支払損引当金	16,887
その他	630
固定負債合計	184,633
負債合計	2,749,838
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600

退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,214,351
利益剰余金合計	16,347,535
株主資本合計	23,109,610
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	101,774
評価・換算差額等合計	101,774
純資産合計	23,007,836
負債純資産合計	25,757,674

(5) 中間損益計算書

(単位： 千円)

第50期中間会計期間
(自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日)

営業収益	
委託者報酬	7,832,704
運用受託報酬	1,117,386
営業収益計	8,950,090
営業費用及び一般管理費	1 8,566,443
営業利益	383,646
営業外収益	
受取配当金	821
受取利息	5,772
有価証券解約益	335
有価証券償還益	464
時効到来償還金等	1,466
その他	15,411
営業外収益計	24,271
営業外費用	
有価証券解約損	3,873
有価証券償還損	156,559
その他	3,758
営業外費用計	164,190
経常利益	243,727
特別損失	
投資有価証券売却損	15,369
遊休資産売却損	3,932
特別損失計	19,301
税引前中間純利益	224,425
法人税、住民税及び事業税	30,091
法人税等調整額	26,082
法人税等合計	56,173
中間純利益	168,251

(6) 中間株主資本等変動計算書

(単位： 千円)

第50期中間会計期間
(自 平成24年 4 月 1 日
至 平成24年 9 月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,266,400
当中間期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	
当期首残高	2,450,074
当中間期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	
当期首残高	4,716,474
当中間期末残高	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	128,584
当中間期末残高	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	104,600
当中間期末残高	104,600
退職慰労積立金	
当期首残高	100,000
当中間期末残高	100,000
別途積立金	
当期首残高	9,800,000
当中間期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,365,928
当中間期変動額	
剰余金の配当	319,829
中間純利益	168,251
当中間期変動額合計	151,577
当中間期末残高	6,214,351
利益剰余金合計	
当期首残高	16,499,113
当中間期変動額	
剰余金の配当	319,829
中間純利益	168,251
当中間期変動額合計	151,577
当中間期末残高	16,347,535
株主資本合計	
当期首残高	23,261,188
当中間期変動額	
剰余金の配当	319,829
中間純利益	168,251

当中間期変動額合計	151,577
当中間期末残高	23,109,610
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	159,879
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	58,105
当中間期変動額合計	58,105
当中間期末残高	101,774
評価・換算差額等合計	
当期首残高	159,879
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	58,105
当中間期変動額合計	58,105
当中間期末残高	101,774
純資産合計	
当期首残高	23,101,308
当中間期変動額	
剰余金の配当	319,829
中間純利益	168,251
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	58,105
当中間期変動額合計	93,472
当中間期末残高	23,007,836

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5 年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
------------------------------	---

	第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
（減価償却方法の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第50期中間会計期間末 (平成24年 9 月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	507,189千円

（中間損益計算書関係）

	第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)				
1 減価償却実施額	<table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>25,094千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>55千円</td></tr> </table>	有形固定資産	25,094千円	無形固定資産	55千円
有形固定資産	25,094千円				
無形固定資産	55千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

第50期中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日至 平成24年 9 月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 6 月12日 定時株主総会	普通株式	319,829千円	304円	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月13日

（リース取引関係）

第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
1 ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 （2）リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第50期中間会計期間末(平成24年 9 月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位： 千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	18,060,075	18,060,075	-
（2）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,230,825	3,230,825	-
（3）未収委託者報酬	1,519,329	1,519,329	-
（4）未収運用受託報酬	945,447	945,447	-
（5）長期差入保証金	517,054	516,667	387
資産計	24,272,732	24,272,345	387
（1）未払手数料	666,458	666,458	-
負債計	666,458	666,458	-
デリバティブ取引（1） ヘッジ会計が適用されているもの	1,722	1,722	-

（1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	73,720

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第50期中間会計期間末（平成24年 9月30日現在）

１ その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	120,670	119,257	1,412
小計	120,670	119,257	1,412
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	12,032	20,120	8,087
投資信託	3,098,122	3,249,713	151,590
小計	3,110,155	3,269,833	159,678
合計	3,230,825	3,389,090	158,265

（デリバティブ取引関係）

第50期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当中間会計期間末（平成24年9月30日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	61,530	-	630
			237,738	-	2,352
			合計	-	1,722

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

第50期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。 なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第50期中間会計期間（自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第50期中間会計期間（自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

第50期中間会計期間 (平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	21,869.11円

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
1 株当たり中間純利益金額	159.92円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	168,251
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	168,251
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,052,070

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第50期中間会計期間末 (平成24年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	株式会社北都銀行	11,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

(注)資本金の額：平成24年9月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成25年3月8日現在、該当事項はありません。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成24年6月19日 臨時報告書

平成24年9月7日 有価証券報告書

平成24年9月7日 有価証券届出書

平成24年9月25日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年1月25日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北都好配当グローバル株式オープンの平成24年6月9日から平成24年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北都好配当グローバル株式オープンの平成24年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月12日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 江見 睦生 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江見 睦生 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな

い、

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。